

久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

久喜市教育委員会事務専決規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、参事、課長等」を「及び課長等」に、「出来る」を「できる」に改める。

第2条第3号及び第5号中「規定による」を削り、同条第6号中「第4号」の次に「。以下「組織規則」という。」を加え、「部長をいう」を「教育部長をいう」に改め、同条第7号及び第8号中「久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）」を「組織規則」に改め、同条第9号中「久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）」を「組織規則」に、「副園長」を「園長及び副園長」に改め、同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 主幹 組織規則に基づく主幹及び室長をいう。

第6条の表部長の項中「又は参事」を削り、同表課長の項中「課長補佐又は副主幹」を「主幹又は課長補佐」に改める。

第10条第2号中「（又は参事、副部長も参事も置かない場合は、課長）」を削り、同条第4号中「（又は参事、副部長も参事も置かない場合は、課長）」及び「（部長専決事項を除く。）」を削り、同条第5号中「副部長以下職員の」を「課長以下職員の」に、「久喜市職務に専念する義務の特例に関する条例」を「久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に改め、同条第6号中「副部長以下職員の」を「課長以下職員の」に、「久喜市職務に専念する義務の特例に関する規則」を「久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に改め、同条後段を削る。

第11条第4号中「関すること」の次に「（部長専決事項を除く。）」を加える。

第12条の表課長共通専決事項の部（6）の項中「副部長専決事項」を「部長

専決事項」に改め、教育総務課長専決事項の部に次のように加える。

- (4) 児童生徒の就学に関する事。
- (5) 学校保健の指導に関する事。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。

第12条の表学務課長専決事項の部を削り、生涯学習課長専決事項の部中

(6)の項を削り、(7)の項を(6)の項とし、(8)の項を(7)の項とし、文化財保護課長専決事項の部を次のように改める。

文化振興課長専決事項

- (1) 文化振興及び文化団体の連絡調整に関する事。
- (2) 文化財の調査及び資料の収集に関する事。
- (3) 市(町)史編さんの企画及び編さんに関する事。
- (4) 郷土資料館資料の館外貸出しに関する事。
- (5) 郷土資料館の維持管理及び運営に関する事。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。